

江東区再犯防止取組方針

(令和7年12月)



目次

第1章 取組方針の基本的な考え方.....	1
1 取組方針策定の背景	1
2 取組方針の位置付け	1
3 取組方針策定の意義	1
第2章 江東区を取り巻く状況.....	2
1 江東区の状況.....	2
(1) 刑法犯検挙件数.....	2
(2) 罪種別刑法犯検挙件数.....	2
(3) 刑法犯検挙者の年齢別推移.....	3
(4) 職業別刑法犯件数.....	3
(5) 再犯者率.....	4
(6) 薬物事犯再犯者率.....	4
(7) 保護観察取扱人員.....	5
(8) 保護司の人員数と充足率.....	5
(9) 保護観察終了人員.....	6
(10) 協力雇用主数, 協力雇用主に雇用されている刑務所出所者の数.....	6
第3章 今後の取組方針.....	7
第4章 具体的な取り組み.....	8
1 安全・安心なまちづくりへの取り組み.....	8
2 就労・住居の確保等のための取り組み.....	11
3 保健医療・福祉サービスの利用の促進.....	13
4 非行の防止・学校と連携した就学支援の実施.....	15
5 民間協力者等活動の促進と広報・啓発活動の促進.....	17

目次

第5章 取組の策定体制.....	18
------------------	----

第1章 取組方針の基本的な考え方

1 取組方針策定の背景

(1) 犯罪や再犯をめぐる現状

刑法犯認知件数の総数については、平成15年以降減少してきたところ、戦後最少となった令和3年から増加に転じ、令和5年は70万3,351件となっており（前年比16.9%増加）、今後の動向について注視すべき状況にあります。

一方で、再犯者率は（検挙人員に占める再犯者の割合）は、平成15年の35.6%以降上昇を続け、令和2年に49.1%と過去最高を記録し、令和5年は47.0%と高い水準です。

罪を犯した人の中には、出所後社会に復帰するまでに様々な困難があり、必要な支援を受けられず、再び罪を犯してしまう人達があります。

こうしたことから、様々な生きづらさを抱えて暮らす人たちが、地域社会で孤立することなく、必要な支援を受けられる環境づくりを進めていくことが求められています。

(2) 国・都の動き

こうした状況を踏まえ、国では平成28年12月に、「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下、「再犯防止推進法」という）が成立しました。平成29年には、国としての「再犯防止推進計画」を閣議決定し、令和元年12月には再犯防止推進計画に基づき、「再犯防止推進計画加速プラン」を閣議決定し、令和5年3月には第二次再犯防止推進計画を閣議決定しました。

東京都においても、再犯防止推進法第4条第2項に地方公共団体にも再犯防止に関する施策の実施責任があるものとし、同第8条第1項に地方再犯防止推進計画の策定を定める努力義務が果たされていることに基づいて、令和元年7月に、東京都としての「再犯防止推進計画」を策定し、令和6年3月には、第二次東京都再犯防止推進計画を策定しました。

2 取組方針の位置づけ

この取組方針は、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として位置づけられます。

3 取組方針策定の意義

この取組方針の対象は、再犯防止推進法第2条第1項で定める「犯罪をした者等」で、犯罪をした者又は非行少年（非行少年であったものを含む）のことを言います。こうした犯罪をした者等の中には、高齢である者、自立した生活を営むための基盤である適切な住居や就労を確保できない者など、社会復帰を果たすに当たり支援を必要としている人たちがいます。

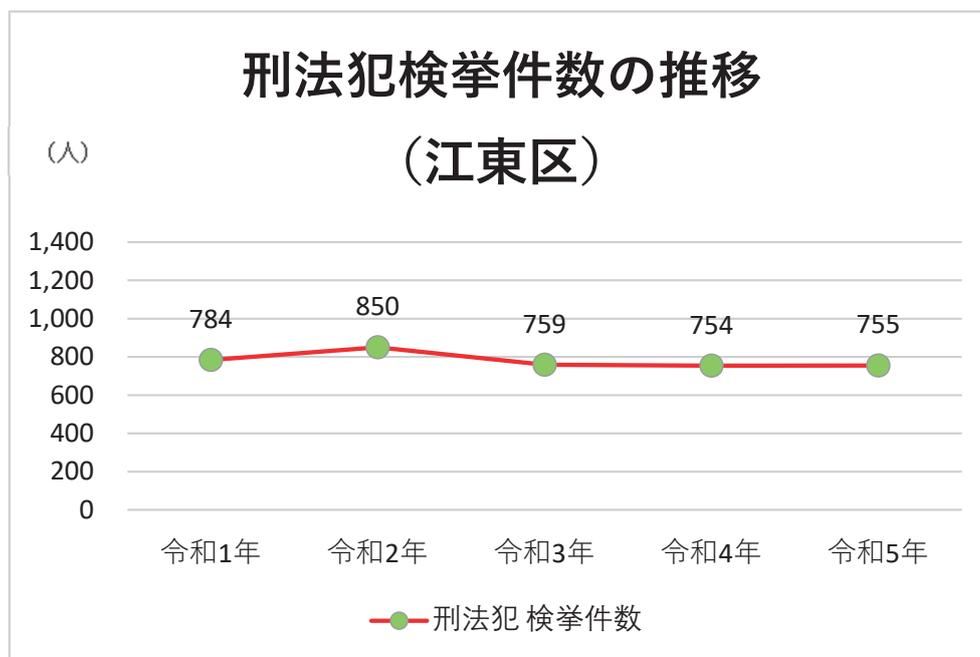
この取組方針は、区民が安心して住み続けられるまちづくりを進めるとともに、「犯罪をした者等」の社会復帰を支援するための取り組みを、関係機関や保護司とともに連携・協力しながら取り組んでいきます。

第2章 江東区を取り巻く状況

1 江東区の状況

(1) 刑法犯検挙件数

刑法犯検挙件数は、ほぼ横ばい傾向にあります。

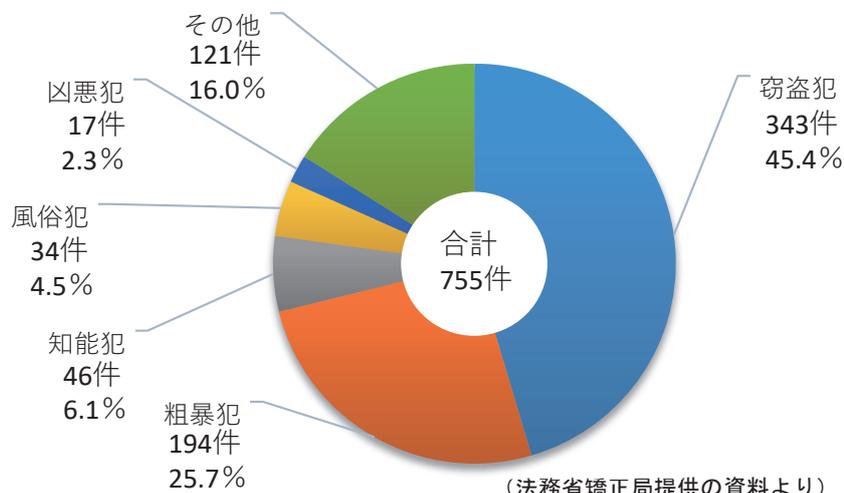


(法務省矯正局提供の資料より)

(2) 罪種別刑法犯検挙件数

令和5年の刑法犯検挙件数755件のうち、窃盗犯が343件であり、全体の半数弱を占めています。

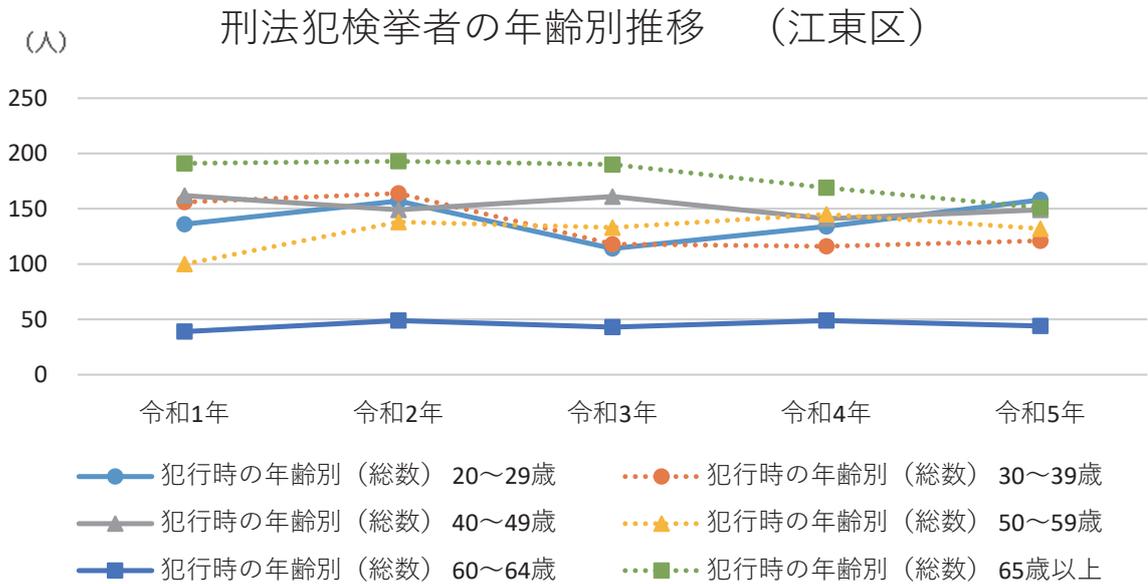
罪種別刑法犯検挙数 (令和5年) (江東区)



(法務省矯正局提供の資料より)

(3) 刑法犯検挙者の年齢別推移

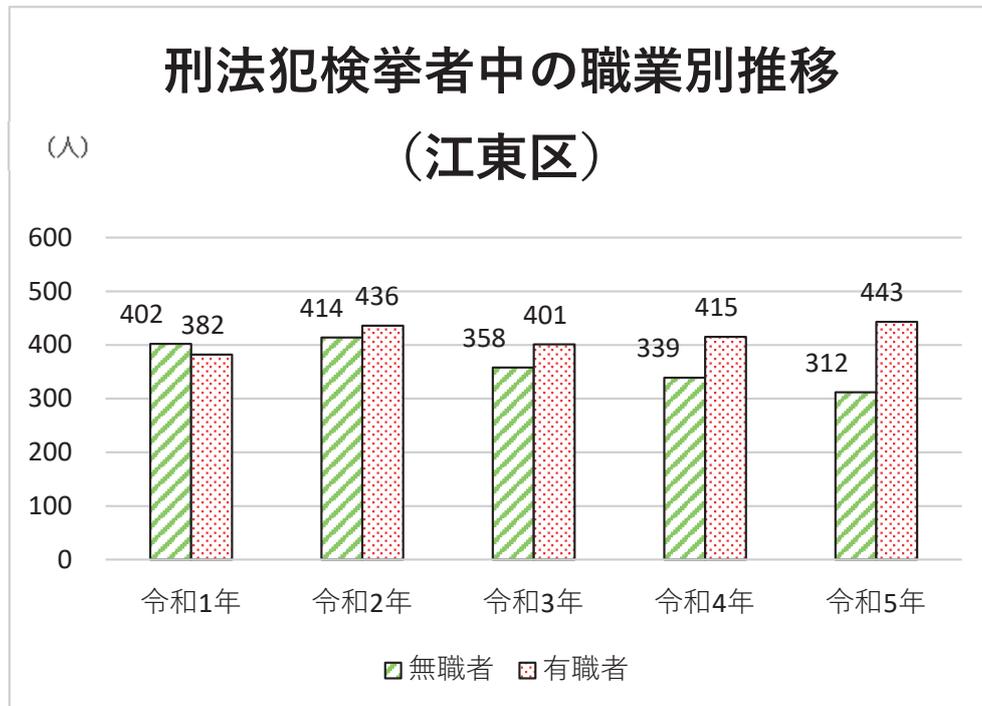
令和5年の刑法犯検挙件数755件のうち、20～29歳が158件、65歳以上が151件と高い割合を占めています。



(法務省矯正局提供の資料より)

(4) 職業別刑法犯件数

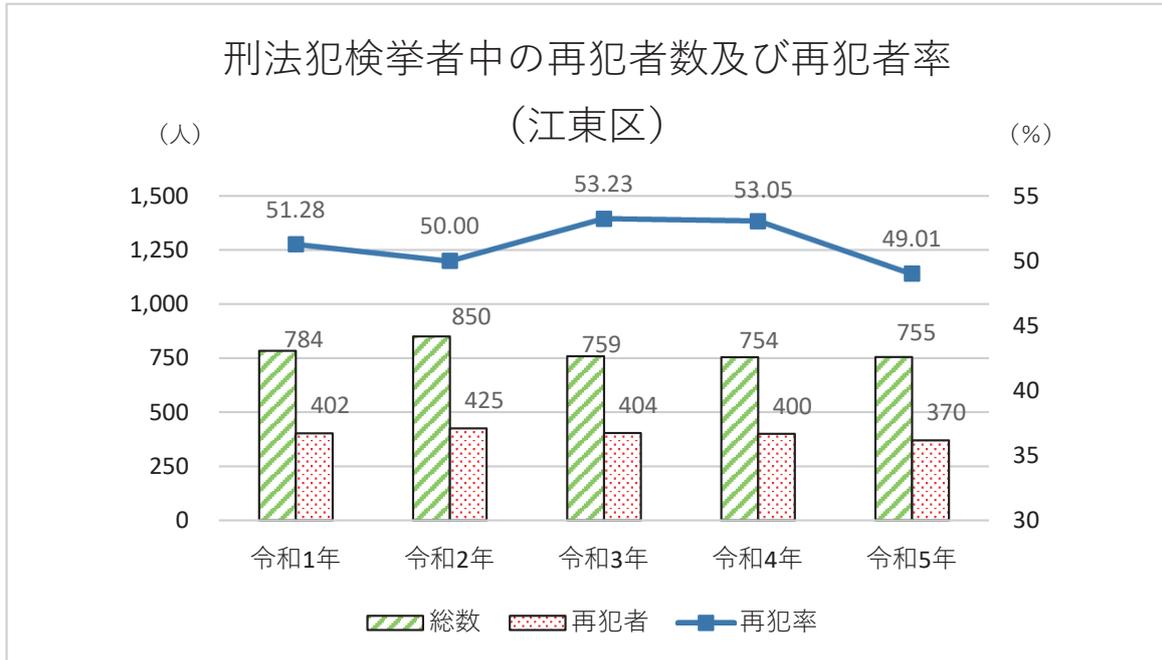
令和2年以降では有職者が無職者を上回っています。



(法務省矯正局提供の資料より)

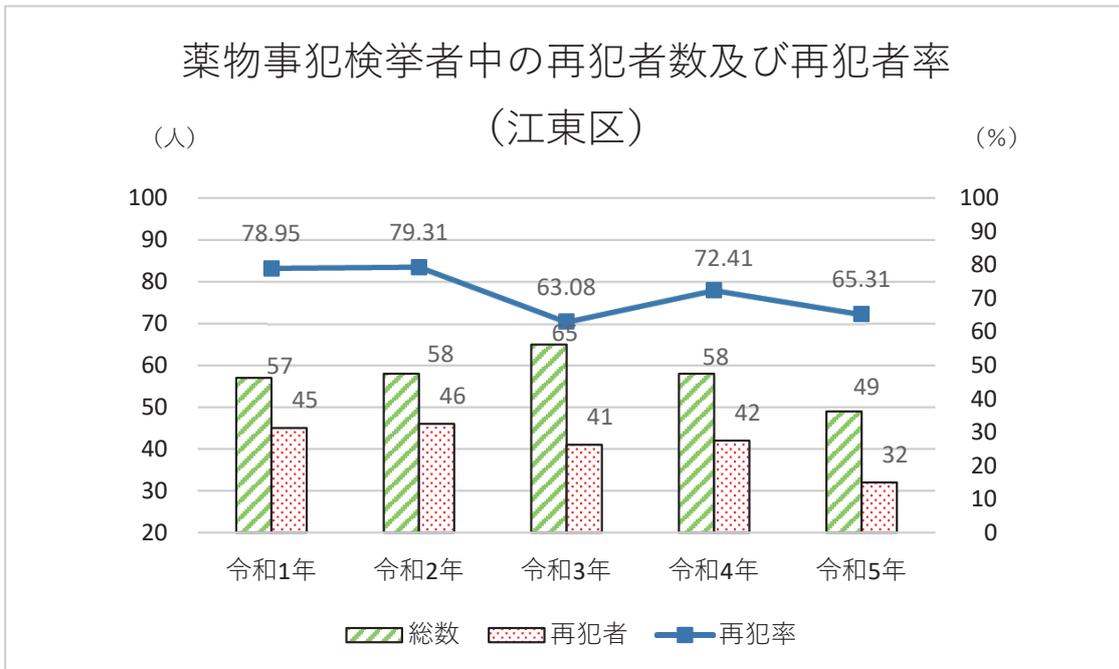
(5) 再犯者率

江東区内の再犯者率は、49.01%となっており、減少傾向にあります。



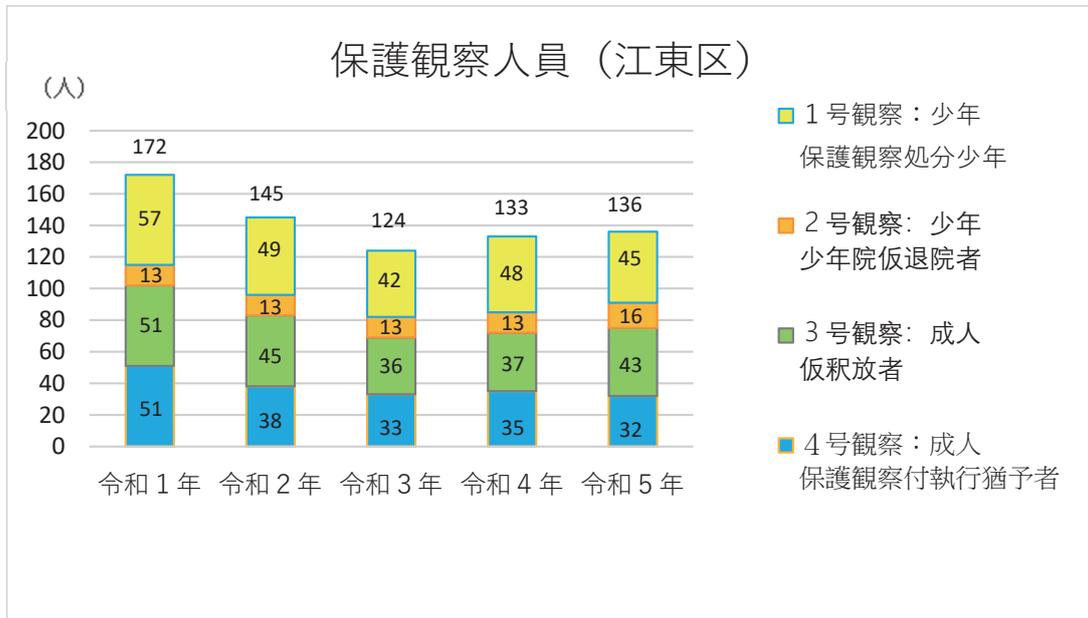
(6) 薬物事犯再犯者率

江東区の薬物事犯の再犯者率は、刑法犯の再犯者率と比べて、高い割合で推移しています。



(7) 保護観察取扱人員

最近の区内の保護観察対象者は横ばい傾向です。令和5年では136人の保護観察対象者がいます。



（東京保護観察所提供の統計資料より）

(8) 保護司の人員数と充足率

江東区の保護司定数は151人ですが、130人前後で推移しています。最近は横ばいの状態です。

江東区	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
保護司数	131	129	126	126	126
充足率（%）	86.8%	85.4%	83.4%	83.4%	83.4%

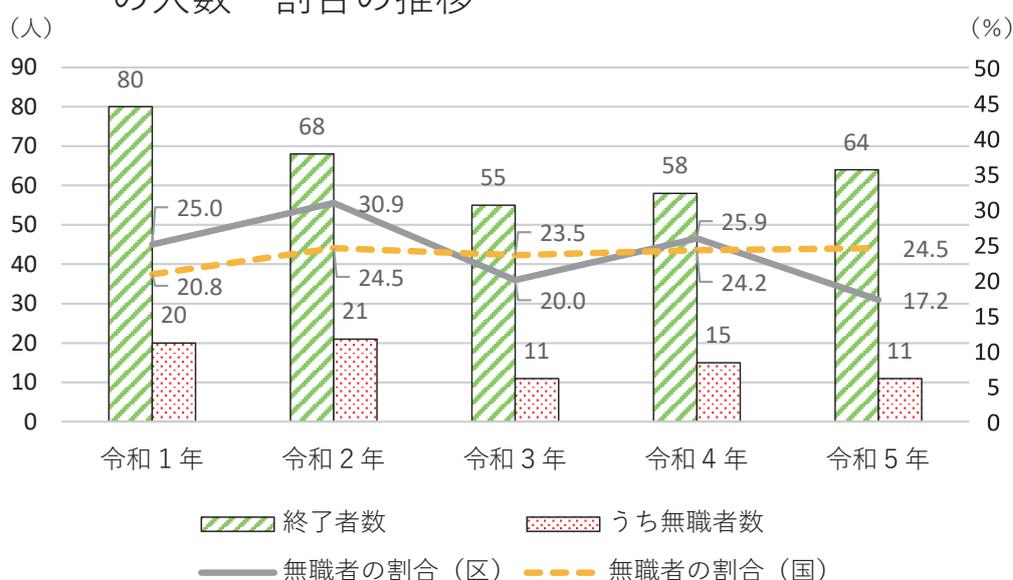
（東京保護観察所提供の統計資料より）

(9) 保護観察終了人員

最近の区内の保護観察終了人員は横ばい傾向です。令和5年では64人の保護観察終了者がいます。

江東区の無職者の割合は、年によって増減があります。

保護観察終了人員及びそのうち無職である者の人数・割合の推移



(東京保護観察所提供の統計資料より)

(10) 協力雇用主数、協力雇用主に雇用されている刑務所出所者の数

協力雇用主数は横ばいですが、協力雇用主に雇用されている刑務所出所者の数は、減少傾向です。

	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
協力雇用主数	41	43	42	37	37
実際に雇用している協力雇用主数	3	7	5	2	1
協力雇用主に雇用されている刑務所出所者数	9	13	6	4	2

(東京保護観察所提供の統計資料より)

第3章 今後の取組方針

再犯防止推進法の基本理念、国や東京都の再犯防止推進計画を踏まえ、安全・安心に暮らせるまちづくりをさらに推進していくため、江東区では、地域団体や関係機関との連携により次の取組みを推進します。

1 安全・安心なまちづくりへの取組み

防犯意識の向上などを図り、犯罪や犯罪被害の起きにくい、安全で安心なまちの実現を目指します。

2 就労・住居の確保等のための取組み

就労や住居の確保に関するサポート体制を整えることで、生活環境に関わらず、誰もがいきいきと暮らし続けるまちの実現を目指します。

3 保健医療・福祉サービスの利用の促進

医療や福祉の支援を必要としている高齢者や障害者をサポートする体制を整えることで、年齢や障害に関わらず、誰もが安心して暮らし続けるまちの実現を目指します。

4 非行の防止・学校と連携した就学支援の実施

学校や家庭、地域の連携により、すべての子どもたちが成長していけるためのサポート体制を整えることで、明るく健やかな成長を支えるまちの実現を目指します。

5 民間協力者等活動の促進と広報・啓発活動の促進

民間協力者の方々の協力により、更生保護活動を促進するとともに、罪を犯した人たちの更生について、地域の理解を深めることで、立ち直ろうとする人を受け入れ、見守るまちの実現を目指します。

第4章 具体的な取り組み

本区が行っている様々な取り組みを5つの取組方針に基づき整理しました。広く区民を対象に提供しているサービス等で、犯罪防止や再犯防止、更生保護につながる取り組みを掲載しています。

1 安全・安心なまちづくりへの取り組み

現状と課題

令和5年の刑法犯認知件数は3,436件となり、令和元年の3,531件とくらべ95件減少しています。

特殊詐欺については新たな手口の特殊詐欺が後を絶たない状況にあります。引き続き防犯対策を強化し、安全・安心なまちづくりを推進します。

具体的な取組

江東区生活安全対策協議会【危機管理課】

区民の自主防犯活動の推進に向け、地域、区、警察の連携の強化、情報の共有化を図ることを目的に開催します。

防犯パトロール活動を実施する団体への支援【危機管理課】

地域の自主的な防犯活動を支援するため、定期的なパトロールを行う団体を対象に、防犯パトロール用資機材を支給するなどの支援を行っています。

生活安全に関する広報・啓発活動【危機管理課】

こどもの犯罪回避能力向上を目的とした「地域安全マップづくり」の支援や、「生活安全ガイドブック」等の配付など、生活安全に関する広報・啓発活動を行います。

生活安全に関する情報の提供【危機管理課】

「こうとう安全安心メール」をはじめ、生活安全に関する情報提供を随時行います。

防犯カメラ設置費の補助について【危機管理課】

新規に設置される街頭防犯カメラの購入及び取り付けに係る経費（※7年が経過した際の再整備も対象）の一部を補助しています。

防犯カメラ維持管理経費等の補助について【危機管理課】

区の防犯カメラ整備事業の補助金を活用して、地域団体（町会、自治会等）または商店街が設置し、管理している防犯カメラの保守点検・修理費用などの維持管理経費、電気料金・電柱使用料（共架料）などの運用経費の一部を補助しています。

江東区生活安全ガイドブック【危機管理課】

区民の皆さまに防犯意識を高め、犯罪に対する備えを万全にさせていただくため、平成17年度から「江東区生活安全ガイドブック」を作成、配布しています。

空き巣、ひったくり、車上ねらい、特殊詐欺など、身近な犯罪から身を守るための防犯対策を紹介しています。

江東区暴力団排除条例の施行【危機管理課】

区及び区民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動を推進するための措置等を定めることにより、区民の安全で平穏な生活を確保するとともに、事業活動の健全な発展に寄与することを目的としています。

防犯パトロールリーダー研修会の開催【危機管理課】

区内の防犯パトロール団体を対象に、パトロール活動の活性化を図ることを目的に「防犯パトロールリーダー研修会」を開催しています。

地域安全マップづくりの支援【危機管理課】

犯罪機会論にもとづく地域安全マップは、自らの犯罪被害防止能力を高めるとともに、地域ぐるみの安全対策にもつながるなど、防犯対策、犯罪被害防止に効果があります。

江東区では、子どもを中心としてこのマップづくりの支援を行っています。

江東区安全・安心パトロール事業【危機管理課】

警備会社に委託し、夕方から深夜にかけて、3車両（1車両あたり2名乗車）による巡回パトロールを行っています。

パトロール中は、青色回転灯を点灯して活動しています。

車両には、AEDや消火器など初期対応資機材を積んでパトロールしています。

特殊詐欺等の犯罪被害防止に関する官民の連携【危機管理課】

令和2年度に東京湾岸、深川及び城東の三警察署とともに、以前から被害防止対策にご協力いただいている江東区医師会、歯科医師会及び薬剤師会、東京ベイネットワーク株式会社、レインボータウンエフエム放送株式会社に対し、更なる連携強化として、「特殊詐欺等の犯罪被害防止に関する協力依頼式」を開催し、協力依頼書を交付いたしました。今後も官民連携し、病院や薬局での被害防止の呼びかけや注意喚起チラシの配布、ケーブルテレビやラジオを通じた被害防止のための情報発信などの被害防止対策を更に強化してまいります。

江東区子ども安全情報【危機管理課】

子どもの安全に関する情報（不審者情報等）を深川・城東・東京湾岸警察署、警視庁、関係機関からの情報提供によりHPに掲載しています。

防犯灯助成【施設保全課】

町会、自治会等の住民団体が、私道等に防犯灯を設置する場合は、区は一定基準を備えた防犯灯に対し、その工事費を助成します。また防犯灯の維持費助成も行っています。

2 就労・住居の確保等のための取り組み

現状と課題

刑務所に再び入所した者のうち約7割が再犯時に無職であり（令和元年）、仕事についていない者の再犯率は、仕事に就いている者の約3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクとなっていることが明らかになっています。

刑務所を出所した者の中には、住居が確保できないまま出所し、再犯に至る者が多数に上ることや、住居がない者ほど刑務所への入所を繰り返し、住居を確保しているものに比べ再犯期間が短い状況があります。

生活の基盤となる住居を確保することは、再犯防止を図る上で欠かすことができません。

具体的な取組

江東しごとサポートセンター【経済課】

区内で働きたい方の就職支援や区内中小企業の雇用・人材確保等を目的に様々な事業を展開しています。

求職者向けには、職業紹介やキャリアカウンセリング、就職に向けたセミナー、適職診断、内職相談などを行っています。区内で働きたい方を対象に、どなたでもご利用いただけます。

生活困窮者自立相談支援事業【福祉事務所保護第一課・第二課】

アセスメントにより個々人の状態にあった支援プランを作成し、必要なサービスの提供につなげます。（通常の就労支援もこちらに含む）

住居確保給付金事業【福祉事務所保護第一課・第二課】

離職等により住宅を失った・失う恐れのある方に対し、有期で家賃相当額（生活保護の住宅扶助が上限）を支給します。（収入・資産・求職活動要件あり）

就労準備支援事業【福祉事務所保護第一課・第二課】

未就職・離職期間が長い等直ちに就労することが難しい方に対し、生活訓練、就労訓練などを実施します。

居住支援事業【福祉事務所保護第一課・第二課】

住居がなく、収入等が一定水準以下の方に対し、一定期間宿泊場所の供与や衣食を提供します。

生活保護制度【福祉事務所保護第一課・第二課】

ケガや病気、高齢などの要因で収入が少なくなり、最低限度の生活ができないときに、その不足分を補うとともに、自力で生活していけるように援助していくことを目的とした制度です。

保護を必要とする世帯の生活状況に応じて、生活保護法に基づき、生活、住宅、教育、医療、介護等の扶助を行います。

都営住宅【住宅課】

公営住宅法に基づき所得の低い方を対象とした住宅で、東京都が管理する公営住宅です。入居者募集には定期募集、毎月募集、随時募集があります。

区営住宅【住宅課】

住宅に困っている収入の少ない区民の方を対象に、公営住宅法に基づいて区が管理している住宅です。

高齢者住宅【住宅課】

高齢者に配慮した、緊急通報の装置等を設けるとともに、入居者の利便施設も併設された住宅です。入居者の安否の確認などのために生活協力員（ワーカー）が団地内に居住しています。

3 保健医療・福祉サービスの利用の促進

現状と課題

高齢者が出所後2年以内に、再び刑務所に入所する割合は、全世代の中で最も高く、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち、約4割が出所後6か月未満という極めて短期間に再犯に至っています。

高齢者や障害者等様々な生きづらさを感じている方に、医療や福祉の支援が十分に行き届かず再犯につながるケースも考えられることから、一人ひとり状況に応じたサービスの提供が求められます。

具体的な取組

民生委員・児童委員【福祉課】

民生・児童委員は、社会福祉に熱意のある人が地域の推薦を受け、厚生労働大臣から委嘱され、無償のボランティアとして担当区域の皆さんの相談を受けています。地域の皆さんからの福祉に関する相談（生活、高齢者やこども、障害に関する相談など）を聞き、区役所や関係機関につなぐ等、必要な支援を行っています。

江東区社会福祉協議会の事業

社会福祉法人江東区社会福祉協議会は、住みなれた地域で安心して暮らせる「福祉のまちづくり」事業にとりくみ、福祉についての相談、さまざまな福祉サービスの提供や江東区ボランティア・地域貢献活動センターの運営などを行なっています。

長寿サポートセンター（地域包括支援センター）【地域ケア推進課】

長寿サポートセンターは、介護保険法に基づく「地域包括支援センター」で、保健師（看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職が、互いに連携しながら、「チーム」として活動し、高齢者の方が住みなれた地域で暮らしていけるよう支援しています。

成年後見制度利用推進事業【地域ケア推進課】

成年後見制度とは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力の十分でない方の判断能力を補い、自己の意思決定を尊重しつつその権利を保護する制度です。江東区では、成年後見制度の利用にかかる経費の支払いが困難な方に助成を行うことで、判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等が地域において安心して生活を営むことができるよう支援しています。

認知症サポーター養成講座【地域ケア推進課】

認知症の人とその家族の応援者である認知症サポーターを1人でも増やし、認知症になっても安心して暮らせる地域をつくるため、「認知症サポーター養成講座」を開催しています。

権利擁護センター「あんしん江東」【地域ケア推進課・社会福祉協議会】

日常生活に不安のある高齢者や障害者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、福祉サービスの利用手続きや財産管理の援助、悪質商法等の権利侵害、複雑な契約や相続等の法律行為等についての相談・助言等を行います。また、成年後見制度の推進機関として制度の促進や手続きの支援等を行います。

身体障害者相談員・知的障害者相談員活動事業【障害者施策課】

身体障害者相談員・知的障害者相談員は、地域の身近な存在として身体や知的に障害のある方、またその家族に対して様々な相談支援活動を行い、必要な援助、助言を行います。

精神保健相談【区内保健相談所】

こころの変化・問題に悩んでいる方およびそのご家族に対して、専門医による個別相談を行っています。早めに相談することで、適切な治療や対応につなげることができます。

4 非行の防止・学校と連携した就学支援の実施

現状と課題

日本の高等学校への進学率は、98.8パーセントであり、ほとんどの者が高等学校に進学する状況にありますが、その一方で、入所受刑者の33.8パーセントは高等学校に進学しておらず、23.8パーセントは高等学校を中退しています。また、少年院入院者の24.4パーセントは中学校卒業後に高等学校に進学しておらず、中学校卒業後に進学した者のうち56.9パーセントは高等学校を中退している状況にあります。（国の再犯防止推進計画より）

非行の未然防止に向けた取り組みや、罪を犯した人へ進学や復学、地域社会の一員としての受け入れなどを一層進めることが求められます。

具体的な取組

薬物乱用防止対策【青少年課】

江東区では、「江東区薬物乱用防止対策連絡協議会」を設置し、青少年や地域住民を対象に薬物乱用防止活動を推進しています。保健所、青少年健全育成関係団体や健全育成活動者が、地域と協働した学習会や講演会を開催し、薬物乱用防止に係る知識の向上を図るとともに問題解決に向けた連携強化を進めています。

社会を明るくする運動【青少年課】

犯罪や非行を予防し、更生を支援する活動です。だれもが安心してしっかりと自分の人生を生きられる社会を築くには、犯罪を犯した人や非行に陥った少年の立ち直りを支え、過ちを繰り返さないように援助しあえる地域づくりが大切です。

区民一人ひとりが意識して行動する事も重要です。

江東区では、更生保護を支える保護司会や更生保護女性会、地域の各種団体とともに、安全に暮らせるまちづくりをめざして日々活動をしています。

KOTOこどもかがやきプラン【指導室】

本プランは、江東区のすべてのこどもたちが安心して学び「みんなかがやく！」をテーマに目指す姿、充実させる取組をまとめています。

こども真ん中に、学校、教育委員会、保護者、地域が連携し、支援を行ってまいります。

また、「Action24」を掲げ、気になることや悩みについては、できるだけ早く相談や報告をすることを大切にしています。

まなび塾【保護第二課】

経済的な理由で学習する場の確保が困難な世帯の児童・生徒が対象です。基礎学力の定着・社会性・将来の進路選択の幅を広げられるよう学習をサポートしています。

就学相談及び人材活用等による特別支援【教育支援課】

お子さんの心身の状態や発達段階、障害の特性などに応じて適切な教育を受けられるよう、就学相談を行っています。

学習支援事業（学習支援員など人的支援の実施）及び幼小中特別支援教育事業に関することを行っています。

スクールソーシャルワーカー活用事業【教育支援課】

スクールソーシャルワーカーを配置し、児童・生徒が置かれた様々な状況にはたらきかけ、関係諸機関とのネットワークを活用し、問題を抱える児童・生徒及びその家庭等へのきめ細やかな支援を行っています。

地域学校協働本部事業【地域教育課】

幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が連携・協働して様々な活動を行っています。

土曜・放課後学習教室事業【地域教育課】

小学校（前期課程含む）4～6年生、中学校（後期課程含む）全学年を対象に、国語・算数・数学・英語・理科・社会の学習教室を全校で実施しています。学習の補助指導・採点などを学生や地域住民による学校サポーターが担っています。

家庭教育学級事業【地域教育課】

家庭教育力の向上を目的に、保護者を対象として、子どもの発達課題や親の役割についての学習機会の提供や家庭教育に関する情報の提供を行っています。

5 民間協力者等活動の促進と広報・啓発活動の促進

現状と課題

区内の罪を犯した者の指導・支援においては、保護司会、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主などの更生保護ボランティア団体の協力により支えられてきました。

しかし、保護司をはじめとする民間ボランティアが減少傾向になっていること、地域社会の人間関係が希薄化するなど、再犯防止等に関する体制の確保や活動が難しい状況にあります。

具体的な取組

江東区保護司会【青少年課】

保護司は法務大臣から委嘱された無給で非常勤の国家公務員です。地域社会の代表として選ばれた民間篤志家で、地域の実情に通じているという民間性、地域性の特色を生かしながら保護観察官と共に更生保護の仕事に従事しています。

江東区保護司会では候補者探しに尽力するとともに自薦者の受け入れも行っています。

更生保護女性会【青少年課】

更生保護女性会は女性の立場から犯罪・非行をなくすための啓発活動や更生保護施設利用者に対する物心の援助、また矯正施設訪問、保護司活動への協力など多様な活動を行うボランティア団体です。

青少年対策地区委員会【青少年課】

保護司、民生・児童委員、青少年委員、町会・自治会関係者、青少年団体関係者、区立小・中学校の校長、副校長、生活指導主任等、区立小・中学校PTA、その他、地区委員会が必要と認めた者で構成し、青少年の健全育成及び青少年の指導・矯正等のため、区内9ヶ所に青少年対策地区委員会を設置しています。

江東区青少年委員【青少年課】

地域の町会・自治会や学校やPTA等と連携して、青少年の余暇活動や、青少年団体の育成、青少年指導者に対する援助、その他様々な青少年教育の振興を行うために活動する人々です。委員は2年毎に小学校の学区域から各1名と小・中学校の校長から代表として各1名が選ばれ、それを受けて江東区が委嘱をしている非常勤公務員です。

民生委員・児童委員【福祉課】（再掲）

社会福祉に熱意のある人が地域の推薦を受け、厚生労働大臣から委嘱され、無償のボランティアとして担当区域の皆さんの相談を受けています。

第5章 取組の策定体制

策定にあたり、庁内関連部署との検討とともに、以下の関係団体・機関からご意見をいただきました。

江東区保護司会	会長
江東区更生保護女性会	会長
東京都薬物乱用防止推進江東地区協議会	会長
民生・児童委員協議会	会長
江東区社会福祉協議会	会長
深川警察署	署長
城東警察署	署長
東京湾岸警察署	署長
深川防犯協会	会長
城東防犯協会	会長
東京湾岸防犯協会	会長

江東区再犯防止取組方針
令和7年12月

江東区 総務部危機管理課 地域振興部青少年課
〒135-8383 江東区東陽4丁目11番28号
T E L 03-3647-9111 (代表)